

## 指導案～建造物等以外放火の量刑判断～

- ✓ 目標： 事例を通して、裁判の流れについて学習し、量刑とその理由について自分の意見を説明できるようになる。量刑を決める事情につき、その重要度を検討できるようにする。また、グループの中で話し合いをし、自分の意見と異なる人の意見を聞き、議論を深めることを目的とともに、刑事事件の基本原則を学ぶ。
- ✓ 教材： 配布資料、ワークシート
- ✓ 事前準備：配布資料を読んでもらおう

(指導要領) : 45分授業の進行案

段階	学習活動・内容	教師○、GT●の役割	配分
導入	1. 前もって提示していた事例教材を確認する。	○●GT紹介、自己紹介。 ●刑事裁判の簡単な流れを説明	5分
展開	1. 個別に事案検討 2. グループ別に分かれ、情状事実を抽出してプラス・マイナスの評価を加えて、処分を選択し、理由を考える 3. GTによる着眼点野説明 4. 結論と理由をグループ代表が発表する	○グループを決め（4、5名） ●班を回って視点を提示、話し合いを促す  ●以下の視点について説明（別紙指導のポイント） 動機・原因：（+）被害者の挑発、過去の経緯（-）逆恨み 犯行態様：（+）計画性なし（-）行為の危険性大 結果：（+）経済的損失小（-）価値高い、延焼の危険 犯行後の情況：（+）出頭、弁償申出（-）逃亡、示談未成立 被害感情：（-）強い 前科・前歴：（+）異種犯、軽微（-）前科一犯 被告人の性格等：（+）上下関係、職場の評判良い（-）定職無期間 反省（+）反省の態度あり（-）当初黙秘、春男に謝罪なし ●班ごとの発表に対してコメント。	5分 10分 10分 10分
まとめ	1. GT講評、質疑応答	●正解を出すのではなく考え方を提示する。 ●少年法、民事事件についても時間があればコメント ※少年法の理念 少年の理解 「個」の尊重、共感 ・非行事実の存否：本件で争いなし ・要保護性の有無、その程度 ・要保護性とは、①累非行の危険性②保護処分の相当性③矯正可能性 ・考慮要素：非行歴、保護者の保護能力、交友関係、職業の有無、問題集団との関係、内部の地位、地域環境、非行事実の程度 ※民事事件：不法行為（民法709条）による損害賠償責任の存在 ●アンケートなどでGTコメントに対する感想をもらう。	5分

## 指導案(GT用)

教材番号 刑事一般No.5

対象 中・高

タイトル 被告人はどのような刑を受けるべきか？

～建造物等以外放火の量刑判断～

【授業の進め方(例)】45~50分

・事案の個別検討(10分)

　　情状事実を抽出してプラス・マイナスの評価を加えて、量刑を検討

・グループ討議・発表(10分)

・弁護士によるテーマの解説と質疑応答(10分)

・再度グループ討議・発表(10分)

・少年事件の場合の解説、質疑応答(5分)

【設問のポイント】

(1)刑事事件の事例を通して、量刑について考えてもらう。

事件の内容からだけではわからない、被告人を取り巻く様々な事情があることに気付いてもらい、被告人の量刑について考えてもらう。

(着眼点)

	良 情 状	悪 情 状
動機・原因	<ul style="list-style-type: none"><li>被害者・春男の挑発<ul style="list-style-type: none"><li>事件前日、当日も、やりとり(最近彼女にふられたことを春男にバカにされて逆上)</li><li>春男が、2ちゃんねるに、被告人の悪口を実名入りで書いた</li></ul></li><li>被害者・春男との固有の関係:中学時代からの力関係、過剰反応、腕力で勝てないために放火で報復</li><li>大事なアルバムがあるとは知らなかつた</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>挑発に対する反撃として行き過ぎ→他にも対抗手段はあったはず</li><li>短絡的である</li><li>逆恨みではないか(彼女の件)</li><li>・</li></ul>
犯行態様	<ul style="list-style-type: none"><li>犯行現場は無人・駐車車両もない駐車場→周囲に可燃性のものなし</li><li>放火後、消火に努めた</li><li>計画性なし:灯油はたまたま近くにあつた</li><li>ちょっと焦がす程度のつもりが予想外に炎が出た</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>手段悪質(周囲に建物や可燃物があるのに灯油を用いて放火→<u>建物などに燃え移る危険大</u>)</li><li>犯行時間、中洲は人通り多く、人が近くに来てもおかしくない→「無人で安全」とはいえない</li><li>春男を現場に呼び出しての犯行</li></ul>
結果	<ul style="list-style-type: none"><li>経済的価値小(軽微) 原付5万、アルバム 3000 円</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>放火行為により周囲の身体・財産の危険</li><li>原付:通勤利用、5万円でも痛手</li><li>アルバム:高齢者の思い出が詰まっていた。被害者の精神的衝撃大(入</li></ul>

		<p>院)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>春男は真弓の面倒を見るため、職場を退職</li> </ul>
犯行後の情況	<ul style="list-style-type: none"> <li>両親から被害弁償金10万の申し出</li> <li>謝罪の申し出</li> <li>すぐに警察に出頭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>示談未成立</li> <li>放火後逃亡を図った</li> </ul>
被害感情		<ul style="list-style-type: none"> <li>春男の处罚感情が非常に強い</li> </ul>
前科・前歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>前科は本件犯行と無関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前科1犯(1年前、スピード違反による略式処分5万円)</li> </ul>
被告人の性格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>春男のパシリ</li> <li>職場での評判はよく、職場復帰可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>キレると危ない</li> <li>高卒後定職につかずぶらぶら</li> <li>・</li> </ul>
反省	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯行を悔やんでいる</li> <li>真弓に大変申し訳なく感じる</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初は黙秘</li> <li>春男への謝罪は断固拒否</li> </ul>

(2)仮に被告人が20歳以下だったら…

少年法の理念 少年の理解 「個」の尊重、共感

- 非行事実の存否:本件で争いなし
- 要保護性の有無、その程度:要保護性とは、①累非行の危険性②保護処分の相当性③矯正可能性

考慮要素:非行歴、保護者の保護能力、交友関係、職業の有無、問題集団との関係、内部の地位、地域環境、非行事実の程度

(登場人物と関係)

**被告人 =中西清志 23歳。**

高校を出てしばらく定職につかずちょっとアルバイトをしてはすぐやめる生活をしていたが、2年前に現在の会社に契約社員として就職。その会社では、中学時代の先輩でもあり、被害者の吉竹春男の部下として配属された。

道路交通法違反（スピード違反）で5万円の罰金刑を受けた前科あり。

**被害者1=吉竹春男 清志の1個上の先輩。職場でも上司にあたる。**

かつて中学時代、清志を使い走りにしていた。

近隣でも札付きの不良少年だった。ただし祖母の真弓に対する愛情は強い。

**被害者2=吉竹真弓 春男の祖母。80歳。**このところ病弱で、通院を繰り返している。

今回、傷みのひどくなつた戦前からのアルバムを業者に修復してもらい、それが仕上がつたので、春男に自分の代わりに業者に取りに行つてもらうよう依頼していた。アルバムが戻るのをひどく心待ちにしていたが、アルバムが焼けたことで、精神的に大きく落ち込み、寝込んでしまつた

(ストーリー)

**1 被告人の人物像**

被告人は、裕福な家庭に育つた。

親は過保護。欲しいものは何でも買ってもらえる家庭だった。

普段はおとなしいが、しばしばキレることがあった。

中学校までは普通だったが、中学校時代に被害者・春男と知り合い、ちょっとした不良グループに加入。もっとも、ジャイアン的なタイプの春男に対し、被告人は春男の使い走りにすぎなかつた。腕力では春男が絶対的に強く、たとえ力で反抗しても簡単にねじ伏せられていた。

高校卒業後、被告人は、とくに目的もなくプラプラしていた。

中学校以来続いていた春男との関係も、次第に途絶えていった。

家族からは、働かない被告人を「根性なし」とみなしていて、理解されていなかつた。

その後、無職のままではみつともないと思って、21歳のとき契約社員として就職。

入った会社で、春男と再会した。

**2 被告人と被害者春男の関係**

被告人は、中学時代、春男の使い走りだった。この力関係は就職後も残つており、被告人はたびたび人前で春男に軽く侮辱されることがあつた。

プライベートでも、被告人と、被告人によくできた彼女（平田勝子）とともに3人で食事に行ったことがある。

しかし、被害者は、勝子の前でも、被告人をはずかしめるようなことを言つていた。

勝子は、それでも何も言わない被告人に嫌気がさし、被告人は勝子にふられてしまつた。被告人は、勝子にふられたのは恥をかかせた春男のせいだとひどく恨んでいた。

しかし、それでも被告人は春男に何も言えなかった。せっかく生活が安定してきたから、春男とトラブルを起こして職を失うようなことはしたくなかったためである。

### 3 事件前日のできごと

事件前日、被告人が小さなミスをした。このことで、春男は、被告人に対し、みんなのいる前で「おまえアホやろ」「そんなことやけん、彼女にフラれるんじや。なきないやつちやのう」「オマエのみっともなさは 2 ちゃんねるにものっとるバイ（実は春男が匿名で被告人の悪口を 1 度だけ書き込んでいた）」「なんやその目は！表に出るか？おら！文句あるんやつたら辞めてしまえや！」と怒鳴り散らした（周囲に止められるほどだった）。

被告人は、泣いて職場を飛び出した。

### 4 犯行状況

福岡市の中洲にあるビルや木造家屋の立ち並ぶ中にある小さな駐車場で、事件は起きた（図面）。

前日の出来事で春男への恨みをつのらせていた被告人が、春男を現場駐車場に呼び出した。被告人は春男に謝れと言ったが、春男は逆ギレして被告人につめより、「お前俺に刃向かうんか！お前使い走りの分際で何ぬかしとんじや！こら！」などと強い口調でおどしてきた。

被告人は「うるさい！」と反抗してその場から走り去った。

普段とは異なる被告人の対応に、春男があっけにとられているところ、被告人は近くにおいてあつた灯油缶を持って駆け寄り、栓を開けて灯油を春男の原付バイクに注いだ。

春男は「おい！やめろ！」と叫んで制止しようとしたが、被告人は「近づくと火を付けるからな！」といい、とっさに持っていたライターで火を付けた。バイクを軽く焦がしてやれば、驚いてもう自分を侮辱しないだろうと思っていた。

ところが火柱は被告人の予想に反し 3 メートル近くまで立ち上がり、近くの民家まで炎が届きそうになった。また、バイクの中にあるガソリンに引火すると爆発の危険があった。

現場駐車場は当時無人で、駐車車両もなかったが、図面のとおり、木造家屋まで 3 メートルしか離れていなかった（ただし、他の家や物に燃え広がることはなかった）。

被告人は点火後、炎の上がり方の激しさに驚き、駐車場内にあった水の入ったバケツをバイクにかけて消火活動を図ったが、火は消えず、被告人はそのまま逃げた。

近くにいた人が 119 番通報。消防車が来て、火は消し止められた。

ガソリンへの引火もなく、バイクと、春男が夕方に真弓に頼まれ業者から引き取っていた補修済みのバイクに積んでいたアルバムが燃えただけで、けが人はなかった。

バイクの時価額は中古のため 5 万円程度であるが、アルバムは金額評価しにくい。被告人は犯行時点では、専ら晴男のバイクを燃やすつもりしかなく、かけがえのないアルバムがバイクに積んであることは全く思いもしていなかった。

## 5 犯行後の状況

春男の被害届などにより警察が事件を知ることになり、被告人は翌朝逮捕された。

警察での取調べでは、警察官は当初晴男から専ら被告人が悪いかのごとく聞いており、厳しい態度で取り調べられたので、被告人は反発して当初は黙秘していた。しかし、その後、警察官は職場の人からの事情聴取などで、被告人と晴男との人間関係も耳にして、態度を和らげて聞くように変わったので、被告人もポツポツ犯行に至った経緯を話すようになった。

特に、真弓の話を警察官から聞いてからは、とっさに犯行したことを悔いて、真弓に対しては大変申し訳なく感じると反省の弁も述べている。

原付バイクは使えなくなった。アルバムも完全に燃えた。アルバムそのものは、エパート等において 3000 円程度で売られているタイプのものだが、祖母・真弓の戦死した夫を含め、再入手不能な大事な写真が集められたアルバムが燃えたことで、真弓はショックを受けてしまい、寝込んでしまった。

事件後、被告人の両親も警察に呼ばれたが、当初は「縁を切った息子」と冷淡な態度を取った。しかし、弁護人が付くと、その弁護人からの勧めもあって、両親から謝罪を申し出るようになった。幸い、被告人の家は金銭的に裕福であり、真弓のことも聞いていたので、「お金には換えられませんが、自分たちにできるのは金銭賠償しかありません。幾ら支払えば息子のことを許してもらえますか」と申し出た。

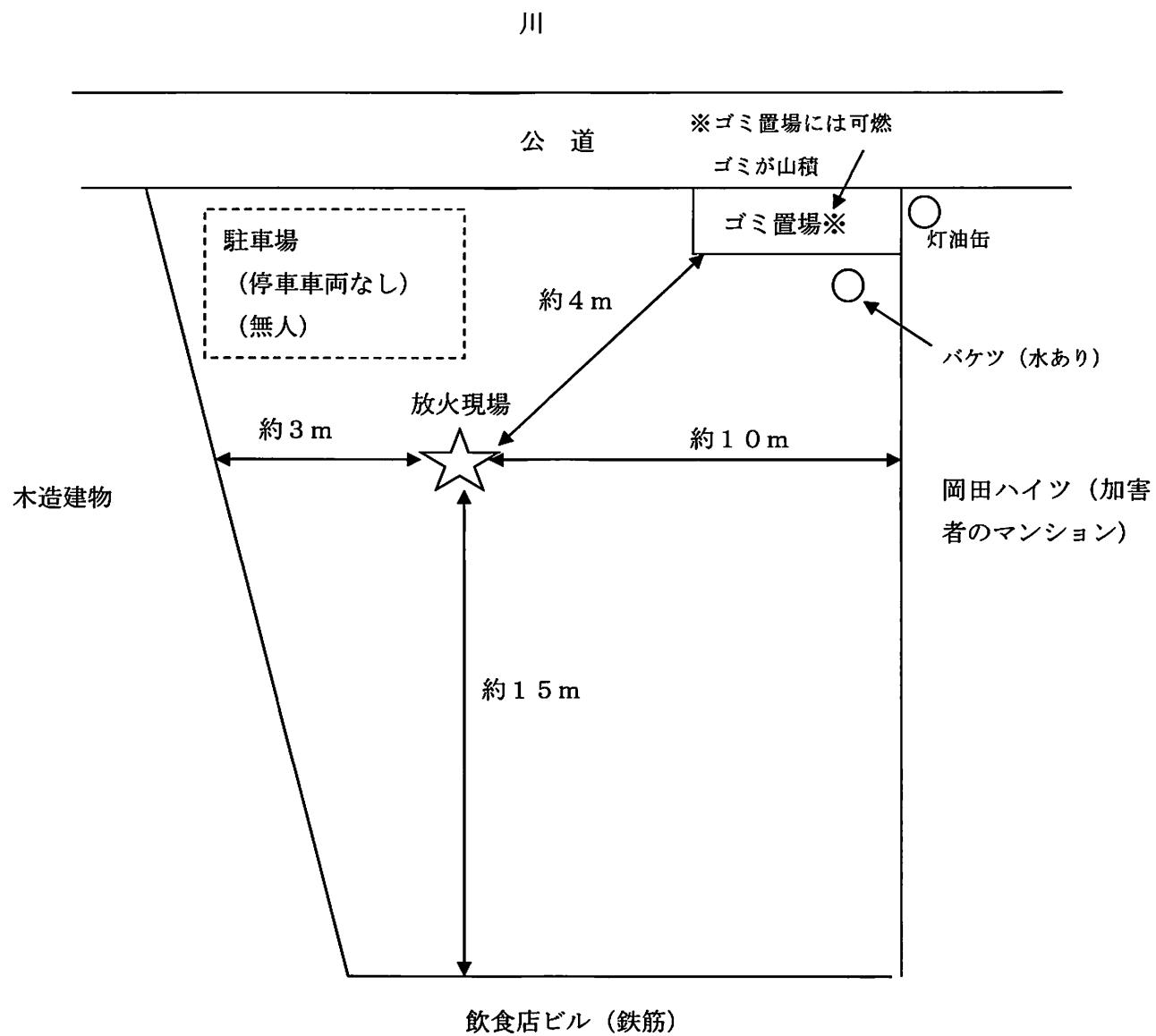
しかし真弓はショックからなかなか立ち直れず、真弓の代わりに交渉に出てきた春男は「お金の問題じゃない！ アルバムは戻ってこない！ 俺もとても怖い目にあった。生意気なあいつのことは絶対に許さない！」と示談を断固拒否した。

他方、弁護人は、警察に留置されている被告人に、被害者 2 人にお詫びの手紙を書くよう勧めるも、被告人は春男へ書くことは断固拒否。「なんであんなやつに頭をさげなきやいけないんだ。もとはといえば、あいつが全部悪いのに、あいつは僕に全然謝るそぶりも見せない。」と言っている。

被告人は 2 年間まじめに勤務しており、職場には今後戻れる予定である（職場の社長の発言）。なお、春男は真弓のそばにいて面倒を見るため職場を辞めることにした。

以上

(図面)



平成23年檢第1985号

## 起訴状

平成23年11月25日

福岡地方裁判所 殿

福岡地方検察庁

検察官 検事 吉田 良介 ㊞

下記被告事件につき公訴を提起する。

本籍 兵庫県西宮市鳴尾浜三丁目11番23号  
住居 福岡市中央区中洲五丁目1番2号岡田ハイツ11号室  
職業 会社員

勾留中 中西清志  
昭和63年9月19日生

### 公訴事実

被告人は、平成23年3月10日午後10時30分ころ、福岡市博多区中洲五丁目1番1号先路上において、吉竹春男所有にかかる原動機付自転車（時価5万円相当）を焼損せしめようと企て、同自転車に灯油をかけた上で、所携のライターで点火して放火し、よって、同自転車及び同自転車に搭載されていた吉竹真弓所有にかかるアルバム（時価3000円相当）を燃焼させ、もって同自転車及び同アルバムを焼損させたものである。

### 罪名及び罰条

建造物等以外放火

刑法110条1項

## ワークシート

1. 「起訴状」をもとに事件をつかもう。

起訴された人		罪名	
公訴事実 (犯罪の事実)	・いつ… ----- ・何をした…	・どこで…	

2. 事件のストーリーをもとに、自分の意見をまとめよう。中西はどのような刑を受けるべきか。裁判員になったつもりで考えてみよう。量刑を検討する上での着眼点を考えて、それが量刑にどう影響するかを書いてみよう。

※重い→+、軽い→-、5段階評価

着眼点	内容	量刑への影響
(例) 被告人の性格	まじめ	-1

## 3. 2. の着眼点をポイントごとにまとめて、自分の意見をまとめよう。

量刑を考えるポイント	意 見	理 由
犯罪に至る動機に酌量の余地はあるのか	あり・なし	
犯行は悪質か悪質ではないのか	悪質・悪質ではない	
犯行結果は軽微か重大か	軽微・重大	
その他(示談、経歴、反省の様子など)から、今回の事件について、気がついたこと。		

## 4. 班の仲間の意見を聞いて、意見を集めよう。

ポイント 氏名					
酌量の余地	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
悪質性	悪質・なし	悪質・なし	悪質・なし	悪質・なし	悪質・なし
犯行結果	軽微・重大	軽微・重大	軽微・重大	軽微・重大	軽微・重大
その他					

## 5. 班としての意見をまとめよう。

量 刑	理 由

Memo